

## 地域プロモーション戦略推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 地域資源を活用し、山梨のブランド力を高め地域経済の活性化につなげる取組を全庁体制で推進していくため、地域プロモーション戦略推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 本部は、本部会議、幹事会をもって構成する。

### (本部長、副本部長等)

第3条 本部に本部長、本部長代理及び副本部長を置く。

- 2 本部長は知事を、本部長代理は副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は地域ブランド・広聴広報統括官をもって充てる。

### (本部会議)

第4条 本部会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域プロモーション戦略の策定、評価に関すること
  - (2) プロモーションに関すること
  - (3) その他必要と認められる事項に関すること
- 2 本部会議の構成員は、本部長及び別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
  - 3 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

### (幹事会)

第5条 幹事会は、本部会議において協議すべき事項の調整を行う。

- 2 幹事会の構成員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

### (事務局)

第6条 本部会議、幹事会及び部会の庶務は、地域ブランド推進グループにおいて行う。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は副本部長（地域ブランド・広聴広報統括官）が定める。

### 附 則

- この要綱は、令和2年7月9日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年10月23日から施行する。